

電磁的記録の公開に関する取扱要綱

(平成 19 年 7 月 10 日区長決定)

(目的)

第 1 条 この要綱は、東京都板橋区情報公開条例（平成 12 年板橋区条例第 1 号）第 11 条第 2 項及び東京都板橋区情報公開条例施行規則（平成 12 年板橋区規則第 23 号）第 5 条第 2 項に規定する公文書のうち、電磁的記録を他の電磁的記録媒体に複写し、これを交付する公開方法について、必要な事項を定める。

(記録媒体の種類)

第 2 条 電磁的記録媒体の種類は、フロッピーディスク又は CD-R（以下「フロッピーディスク等」という。）とする。

(対象とする公文書)

第 3 条 電磁的記録媒体で公開できる公文書は、全部公開文書であって、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 公文書をフロッピーディスク等の電磁的記録形式で作成し、保管している場合
- (2) 公文書をフロッピーディスク等の電磁的記録形式で取得し、保管している場合
- (3) 前 2 号のほか、公文書を電磁的記録形式で保管しており、電磁的記録媒体に複写することが容易であると区長が認める場合

2 汎用コンピュータ、オフィスコンピュータ又はサーバー等業務用システムに記録されている公文書（データ加工を必要とする統計資料を含む。）は、電磁的記録媒体での公開は行わない。

(実費)

第 4 条 電磁的記録媒体への複写に要する費用の額は、別表に定める額とする。

(その他)

第 5 条 電磁的記録媒体の複写は、コンピュータウイルス等の感染を防止するため、請求者の持込みを禁止し、区から交付する電磁的記録媒体により行う。

付 則

この要綱は、平成 19 年 7 月 10 日から施行する。

電磁的記録の公開に要する費用の額

公文書の種類	写しの作成方法	金額
電磁的記録	フロッピーディスクに複写したもの（3.5インチ規格を基本とし区が交付する）	1枚につき 100円
	CD-Rに複写したもの（区が交付する規格）	1枚につき 200円